注２　イに規定する医療観察一般病棟入院料については、急性期に移行した日から通算して、２年180日を超える期間にあっては、１日につき所定点数から1,950点を減算し、回復期及び社会復帰期に移行した日から通算して、それぞれが２年180日を超える期間にあっては、１日につき所定点数からそれぞれ1,170点を減算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める入院対象者については、減算しない。

注３　ロに規定する医療観察地域移行支援病棟入院料については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た医療観察地域移行支援病棟を有する指定入院医療機関において、当該届出に係る病棟に入院している対象者について算定する。

注４　ロに規定する医療観察地域移行支援病棟入院料については、急性期、回復期及び社会復帰期に移行した日から通算して、それぞれが２年180日を超える期間にあっては、１日につき所定点数からそれぞれ1,050点を減算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める入院対象者については、減算しない。

注５　医師の配置につき、注１及び注３に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすことができない病棟については、その旨を地方厚生局長に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している対象者について、イ及びロを算定できる。ただし、次に掲げる区分に従い、１日につきいずれかをそれぞれの所定点数から減算する。

イ　医療観察一般病棟入院料の場合　1,500点

ロ　医療観察地域移行支援病棟入院料の場合　750点

注６　看護師の配置につき、注１及び注３に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすことができない病棟であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定入院医療機関においては、当該病棟に入院している対象者について、イ及びロを算定できる。ただし、次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかをそれぞれの所定点数から減算する。

イ　医療観察一般病棟入院料

⑴　看護体制特定減算１　96点

⑵　看護体制特定減算２　192点

ロ　医療観察地域移行支援病棟入院料

⑴　看護体制特定減算１　96点

注７　作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者の配置につき、注１及び注３に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすことができない病棟については、その旨を地方厚生局長に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している対象者について、イ及びロを算定できる。ただし、１日につきそれぞれの所定点数から96点を減算する。

注８　入院対象者入院医学管理を行う体制につき、注１及び注３に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすことができない病棟については、その旨を地方厚生局長に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している対象者について、イ及びロを算定できる。ただし、１日につきそれぞれの所定点数から500点を減算する。

注９　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た病棟に入院している入院対象者については、医療観察看護師７対１配置加算として、１日につき300点を所定点数に加算する。